



PICK
UP

知らない!と損する!? お金や税金ニュース

2026年4月

【税制改正】令和8年の「年収の壁」はどうなった？

令和8年度(2026年度)の税制改正では、物価高騰への対応と労働力の確保を目的に、所得税の「年収の壁」が大幅に引き上げられることとなりました。

今回は具体的な改正内容と、令和8年版の「年収の壁」について整理します。

基礎控除と給与所得控除の変更点

今回の改正では、物価上昇に連動して控除額を引き上げる恒久的な仕組みに加え、中低所得層を対象とした時限的な上乘せ措置が導入されています。

まず、基礎控除については、令和7年は最大95万円だったのに対し、令和8～9年は、年収665万円相当以下の層を対象に、一律104万円まで拡大されます。また、給与所得控除の最低保障額も、現行の65万円から74万円に引き上げられます。

これにより、所得税の課税最低限(本人が非課税で働けるライン)は、これまでの160万円から178万円へと大幅に引き上がることになります。


令和8年版「年収の壁」まとめ

改正後の主な「年収の壁」と、それを超えた際の影響については下表のとおりです。

項目	年収の目安	「年収の壁」を超えた場合の影響
社会保険	106万円	社会保険の扶養から外れ、自ら加入(従業員51人以上の企業)
住民税	約119万円	所得割がかかる可能性がある(自治体により異なる)
社会保険	130万円	社会保険の扶養から外れ、自ら加入(従業員50人以下の企業)
所得税	136万円	配偶者控除や扶養控除の対象から外れる
所得税	159万円	特定親族特別控除を満額受けられなくなる
所得税	169万円	配偶者特別控除を満額受けられなくなる
所得税	178万円	本人に所得税がかかる可能性がある

2026年の改正で「所得税の壁」は178万円まで引き上げられましたが、「社会保険の壁」も依然として存在します。

手取り額を増やすためには、税制の変化だけでなく、社会保険料の負担も含めたトータルでの働き方を検討しましょう。

記事作成:  経営革新等支援機関推進協議会

お問い合わせ

T&M田中会計有限会社

京都市上京区今出川通堀川東入今出川永縄ビル

TEL:075-415-3463